

平成22年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	567床
(2) 年	間	入院患者数	160,600人
(3) 年	間	外来患者数	256,365人
(4) 一	日	平均入院患者数	440人
(5) 一	日	平均外来患者数	1,055人
(6) 主	要	な建設改良事業	
		医療機器整備事業 事業費	212,695千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益		12,484,000千円
第1項	医業収益		10,997,618千円
第2項	医業外収益		1,486,380千円
第3項	特別利益		2千円
		支	出
第1款	病院事業費用		12,484,000千円
第1項	医業費用		12,088,160千円
第2項	医業外費用		392,675千円
第3項	特別損失		2千円
第4項	予備費		3,163千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額528,134千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

		収	入
第1款	資本的収入		206,866千円
第1項	出資金		206,862千円
第2項	固定資産売却代金		2千円
第3項	国庫補助金		1千円

第4項 県補助金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 735,000千円
第1項 建設改良費 384,195千円
第2項 企業債償還金 350,805千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	ナースコール 更新工事	174,000	平成22年度	87,000
				平成23年度	87,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給 与 費 6,217,182千円
(2) 交 際 費 451千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,977,277千円と定める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人